

令和7年度　さいたま市立上里小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、上里小学校いじめ防止基本方針を定める。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめ防止のために、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ちます。
- 2 いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとれる判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行います。
- 3 学校が一丸となって組織的に取り組み、特定の教職員が1人で抱え込むことのないようにします。
- 4 いじめの早期発見・早期対応に努め、教職員がいじめを発見・報告や相談を受けたら、速やかに学校いじめ対策委員会に報告して組織的な対応につなげます。
- 5 いじめの問題に対して、保護者や地域および心理や福祉の専門性をいかした各関係機関などに理解と協力を得て、連携を深めながら取り組みます。
- 6 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処ができるよう必要な啓発を行います。
また、特別支援や人権、グローバル化にも配慮し、教育活動全体で児童への指導を組織的に行います。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、背景の事情を確認し児童（生徒）の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消することはできない少なくとも次の2つの要件を満たすものとする。

- 1 いじめにかかる行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 2 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないことが認められること。その確認は、被害児童生徒本人及びその保護者に対して面談・電話などで行うこと。

IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、スクールカウンセラー（以下 SC）、スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）、学校運営競技会委員
- ※必要に応じて医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者も召集し対応する。

(3) 開 催

- ア 定例会（6月・11月・2月の3回開催）
- イ 校内委員会（生徒指導・教育相談委員会等と兼ねて月1回程度開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

- (4) 内 容：本校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。具体的には、次の役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・児童会を中心に子どもたちの声を聴く機会を設け、地域と子どもたちがどのように関わっていくかを検討する機会を設ける。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のための、相談・通報の窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報収集と記録、共有。
- ・いじめに係る情報（疑いのある情報や児童生徒間の人間関係の悩みなど含む。）があった時に、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめ被害児童生徒に対する支援・対応方針の決定
- ・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- ・保護者との連携といった対応の組織的な実施

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・上里小いじめ防止基本方針に基づく取り組み実施や年間計画作成、実行、検証、修正。
- ・いじめの防止などに係る校内研修の計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検・見直し（PDCA サイクル）。

ほかにも本校では、以下のような内容が考えられる。

- ア 教職員の共通理解と意識啓発
- イ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ウ 個別面談や教育相談の方向性の検討
- エ 臨時部会構成員の検討
- オ 重大事態への対応の検討

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない、いじめが起きない学校をつくろうという意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 児童会長、児童会副会長、児童会役員、各委員長、クラスの代表委員 等
- (3) 開催
 - ア 定例会（例年6月、11月の2回程度開催）
 - イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア 各委員会の委員長やクラスの代表委員が、いじめ未然防止、いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に報告しその取組を推進する。
 - ウ 提言を行った取組を推進する。

V いじめの未然防止

いじめを防止するには、いじめの問題に無関係ですむ児童はいないという考えのもと、全児童を対象に事前の働きかけを行い、未然にいじめを防止することが最も有効である。そこで、児童一人ひとりの自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくため、以下の事項に重点的に取り組む。

1 道德教育の充実

- 道德の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 道德の授業で、未発達な考え方や道德的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の実態に合わせて、十分に検討した題材や資料等を取り扱った道德の授業を実施する。
- 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- 「いじめ撲滅強化月間」（6月、11月）に「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」（6月、11月）の例年の取組を通して

- 実施計画に基づき、児童の実態に応じて以下の内容について取り組めるようにする。
 - ・ いじめ撲滅に向けたポスター作成と学級スローガンづくり。
 - ・ 子どもいじめ対策委員会（児童会）によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開。
 - ・ 校長等による講話。
 - ・ 『いじめ防止指導事例集』を活用する等、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導。
 - ・ 学校だよりや学年だより等による家庭や地域への広報活動。
 - ・ 簡易アンケートの実施及び、面談。

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ・「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- ・教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で自動が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「心と生活のアンケート」の結果を生かして

- ・「心と生活のアンケート」の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気学級の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身に付ける。特に、いじめはいじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実践：全学年 6月または11月（各学年の実態に合わせて、いじめ撲滅月間に実施）

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 『携帯・インターネット安全教室』の実施：5年生

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を見につけさせ、いじめの未然防止に努める。

(2) 『薬物乱用防止教室』の実施：6年生

- 違法薬物のみではなく、オーバードーズなども薬物乱用であることを学び、薬物乱用防止に努める。（予約状況等によっては、外部機関ではなく、担当教員が保健学習の一環として指導する。）

6 学級経営の充実

- 毎日実施のスクールダッシュボード「おはようメーター」や「心と生活のアンケート」「月末生活点検アンケート」の結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業実践に励み、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業実践に努める。
- 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- 休み時間や昼休み等に子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がけ、迅速な対応を心がける。
- いじめの相談窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりに努める。
- 担任を中心に、教職員は子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- グループ内で気になる言動を察知した場合、学年や生徒指導部・教育相談部といった組織力を

もって適切かつ迅速な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

7 相談体制の整備

- 毎月末の「月末生活アンケート」後に、気になる児童には学級担任が教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- さわやか相談員や SC、SSW と情報を共有し、課題を抱える児童や保護者への教育相談体制の充実に努める。

8 人権教育の充実

- 全教育活動を通じた人権教育の推進を、上里小学校人権教育推進計画のもとに実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

9 体験教育の充実

- たてわり清掃や児童集会などでの異学年交流、小中連携、保幼小連携との交流等を計画的に実施し、人と人のつながり、共に生きる心に自らが気づく。
- 福祉体験やボランティア体験、勤労奉仕体験等の体験活動を発達段階に応じ体系的に展開する。

10 保護者との連携を通して

- いじめは絶対に許されないことについて、保護者と学校が連携して児童に指導する。
- 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないよう促す。
- 心の安定の基盤となる基本的生活習慣の定着を、保護者に促す。
- ネットや SNS トラブルがいじめにつながらないように、スマホやインターネット、オンラインゲームの家庭での使用について懇談会などで取り上げ、ルールの検討・ふり返し・再考を促す。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

- 「早期発見のポイント」（「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に掲載）で学校生活をチェックし、児童のささいな変化に気づくこと。そして、気づいた情報を共有し、速やかに対応すること。例は以下の通り。

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| (1) 朝：挨拶や返事に元気がない。 | (2) 授業：不調を訴え、保健室に度々行く。 |
| (3) 休み時間：一人で過ごすことが多い。 | (4) 給食：給食を食べない。食欲がない。 |
| (5) 清掃：一人離れて清掃をしている。 | (6) 帰りの会：なかなか帰宅せず、教室に残る。 |
| (7) 係活動：他人の仕事や役を押し付けられる。 | (8) クラブ：準備や片付けをすることが多い。 |
| (9) 学級で：持ち物がないと訴えてくる。 | (10) その他：その子の名前が大声で叫ばれる。 等 |

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：各学期1回の年3回（例年4、9、1月に実施）

(2) 面談の実施：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した結果は、市教委配付の面談シートに記録を取り保存して、学年・学校全体で共有できるようにする。

3 毎月末の「月末生活アンケート」の実施

○「心と生活のアンケート」同様、結果に応じて、児童と面談を行う。面談した結果は、校内で情報共有できるように保管する。

4 教育相談の実施

(1) 保護者向け教育相談日を設定する。（担任外も含め対応できる体制）

○毎月1日にお知らせプリントを配付。担任は相談日に限らず、随時実施。

(2) 児童・保護者が相談しやすい体制づくりに努める。

① 学校だより、学年だより等によるさわやか相談員やSC、SSWの紹介と利用の仕方の周知。

5 保護者アンケートの実施

○ アンケート（6月・12月の年2回、ただし12月は学校評価と兼ねる）を実施し、保護者からの情報提供による早期発見に努める。

6 地域からの情報収集

○ 学校評議員、民生委員・主任児童委員、防犯ボランティア等から、随時学校へ情報提供してもらう。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき対応する。

○ 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会の臨時部会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等の対応方針を決定する。さらに、事実に係る情報を関係者と共有するための必要な措置を講ずる。また、犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会と連携し、必要に応じ警察の指示を仰ぐ。

○ 教頭は、いじめの加害児童及び被害児童の保護者の対応に当たる。

○ 教務担当は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめが起こったクラスの支援に当たる。

○ 担任は、いじめの疑いがあると分かった場合、速やかに学年主任と管理職に報告し、学年を中心とした組織で事実の有無を確認したり、情報収集を行ったり、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保をしたりするとともに、いじめを行った児童に指導を行う。

○ 学年主任は、担任と共に当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等正確な実態把握に努め、管理職に報告する。

○ 生徒指導主任と教育相談主任は、児童の情報を広く収集する体制を整え情報を全職員に周知する。

○ 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行い、必要に応じて関連機関と連絡を取り合う。

- 養護教諭は、いじめられた児童の心のケアに努める。
 - SC は、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
 - SSW は、専門的立場から児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整などを行い、状況により諸機関とつなげる。
 - 保護者は、家庭での子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時はただちに学校に連絡する。
 - 地域は、いじめ又はいじめの疑いのある行為を発見した場合、学校等に情報提供する。
- ※学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。このことから、学校教職員がいじめを発見、または相談を受けた場合は、速やかに当該いじめに係る情報を学校いじめ対策組織に報告する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」等に基づいた対応を確実に行う。

○ 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会臨時部会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 重大事態の調査の主体は、学校からの報告、いじめを受けた児童・保護者の意向を踏まえ、教育委員会が判断する。

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- ・学校課題研修の充実
- ・生徒指導や教育相談に係る研修の充実（複数回実施し、教職員としての資質能力向上を図る）
- ・情報モラルに係る研修の充実
- ・「自分の思いや考えを豊かに表現し、生き生きと学び合える児童の育成」（研修）
- ・「Ⅱ 本校のいじめの問題に対する基本姿勢」に関わる、特別支援教育や国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修の実施

◎いじめ及び生徒指導に関わる校内研修の開催時期（予定も含めて）

- ・年度初めの生徒指導委員会→「児童生徒の心のサポート」手引きに基づく研修
- ・7月下旬：人権教育研修 ・7月～8月：生徒指導伝達・いじめ防止についての研修等
- ・毎月：生徒指導委員会（児童に関する情報共有、ケース会議等）

Ⅹ PDCAサイクル

○ より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、本校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会定例会で点検し、必要に応じて見直す。

年間2回のPDCAサイクル

PDCA 1サイクル目			PDCA 2サイクル目		
4月	計画を共通理解(職員会議)	P	8月末	計画を共通理解(職員会議)	
↓	計画に従って実践 いじめ対策委員会定例会	D	↓	計画に従って実践	
6月 ～7月	取り組みチェックリスト(教職員) アンケート(保護者)	C	12月 ～2月	学校評価(教職員、保護者、地域) いじめ対策委員会定例会	
8月始め	必要に応じて見直し・修正	A	3月	必要に応じて見直し・修正、次年度へ	

令和7年度 上里小学校いじめ防止基本方針 具体的な取り組み（予定）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○					○				○		
	簡易アンケート	原則毎月実施											
	保護者アンケート			○						○			
	教育相談（個人面談含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	いじめ撲滅強化月間			○					○				
	「人間関係プログラム」	○			○	○	○			○	○		○
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業			○					○				
	たてわり清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小中連携（ブロック会議など）、保幼小連携			○	○	○		○		○		○	○
	職員会議		○			○		○					
	研修				○	○	○						
	啓発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
PDCサイクルに係る取組	定例いじめ対策委員会			○					○			○	
	いじめ対策委員会	毎月実施											
	児童会（いじめ防止シンポジウム含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家庭や地域、関係機関と連携した組織		○	○				○	○			○	

XI 点検・見直しについて（令和5年度から追記）

- ・R5.5月 IVの（4）【未然防止】追記
- ・R6.5月 Vの4 いのちの支え合いの授業の実施期間6・7月→6月または11月に変更
Vの5（2）薬物乱用防止教室の記載を追記
いじめ対応のフロー図 指導2課→生徒指導課に変更
- ・R7.5月 IVの（2）構成員を実態に即したメンバーに修正。
Vの6 「おはようメーター」について追記

いじめ対応のフロー図

